

第57回大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和6年3月22日（金曜日）
午後2時00分から4時00分
場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター
（ドーンセンター）5階特別会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

| | |
|-----------------------------|--------|
| 頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会事務局長 | 石橋 佳世子 |
| 大阪府社会福祉協議会会長 | 井手之上 優 |
| 大阪聴力障害者協会会長 | 大竹 浩司 |
| 大阪難病連評議員 | 尾下 葉子 |
| 桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授 | 小野 達也 |
| 大阪府民生委員児童委員協議会連合会会長 | 川西 利則 |
| 大阪自閉スペクトラム症協会理事 | 河辺 豊子 |
| 桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授 | 黒田 隆之 |
| 弁護士 | 近藤 厚志 |
| 関西経済連合会理事 | 佐々木 十太 |
| 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長 | 塩見 洋介 |
| 大阪公立大学名誉教授 | 関川 芳孝 |
| 大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 | 壺井 一平 |
| 大阪府身体障害者福祉協会会長 | 寺田 一男 |
| 大阪小児科医会副会長 | 鳥邊 泰久 |
| 大阪精神科病院協会会長 | 長尾 喜一郎 |
| 関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授 | 橋本 有理子 |
| 大阪府精神障害者家族会連合会理事 | 堀居 努 |
| 大阪知的障害者福祉協会会長 | 裕上 利男 |
| 大阪府障がい者スポーツ協会会長 | 宮村 誠一 |
| 大阪精神障害者連絡会代表 | 山本 深雪 |
| 大阪府障害者福祉事業団理事長 | 山田 忠男 |
| 大阪保健医療大学保健医療学部リハビリテーション学科教授 | 吉田 文 |

○事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより第 57 回大阪府障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

障がい福祉室障がい福祉企画課です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは開会にあたり、障がい福祉室長の田中より一言ご挨拶申し上げます。

○田中室長

障がい福祉室長の田中でございます。

日頃から大阪府の福祉行政の推進に、お力添えいただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。

さて本日は第 4 回目の協議会となりますけれども、二つの議題についてご審議をいただきます。

一つ目は第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し案についてということでございます。

二つ目が大阪府障がい者施策推進協議会の各部会の令和 4 年度、5 年度の活動報告についてでございます。

第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直しにつきましては、9 月に中間見直しの概要を、それから 1 月に見直しの具体的内容につきまして、今年度 2 回の会議にわたり、委員の皆様にご議論をいただきながら進めてまいりました。

またあわせまして、令和 6 年 2 月からパブリックコメントを実施いたしまして、府民の皆様からのご意見を頂戴したところでございます。

本日はそれらを踏まえ作成いたしました第 7 期障がい福祉計画および第 3 期障がい福祉計画も含めました第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直しの最終案をお示しいたしまして、皆様にご審議いただき、提案を受けたいと考えております。

また令和 4 年度、5 年度の部会の活動についてもご報告させていただきますので、委員の皆様にはそれぞれ専門的な見地から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

それからこの場をお借りして一つご報告でございます。

府立の砂川厚生福祉センターで、昨年 5 月におきました利用者の死亡事故に関しまして、報道もされましたけれども、今年の 1 月に職員 4 名が書類送検されるにいたっておりますご心配をおかけいたしております。

府といたしましてはこうした事態を重く受け止めまして、現在、第三者も交え

た検証会議において、再発防止策を検討しているところでございます。

報告書がまとまりましたら、この会議の場で皆様にもご報告させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日限られた時間ではございますけれども実り多い会議になりますようお願いをいたしまして私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

では、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会事務局長

大阪府社会福祉協議会会長

大阪聴力障害者協会会長

大阪難病連評議員

桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授

大阪府民生委員児童委員協議会連合会会長

大阪自閉スペクトラム症協会理事

桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授

弁護士

関西経済連合会理事

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長

大阪公立大学名誉教授

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会

大阪府身体障害者福祉協会会長

大阪小児科医会副会長

大阪精神科病院協会会長

関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授

大阪府精神障害者家族会連合会理事

大阪知的障害者福祉協会会長

大阪府障がい者スポーツ協会会長

大阪精神障害者連絡会代表

大阪府障害者福祉事業団理事長

大阪保健医療大学保健医療学部リハビリテーション学科教授

石橋 委員です。

井手之上 委員です。

大竹 委員です。

尾下 委員です。

小野 委員です。

川西 委員です。

河辺 委員です。

黒田 委員です。

近藤 委員です。

佐々木 委員です。

塩見 委員です。

関川 委員です。

壺井 委員です。

寺田 委員です。

鳥邊 委員です。

長尾 委員です。

橋本 委員です。

堀居 委員です。

裕上 委員です。

宮村 委員です。

山本 委員です。

山田 委員です。

吉田 委員です。

本日は委員数 30 名のうち、22 名のご出席をいただいております。

大阪府障がい者施策推進協議会条例第 3 条第 2 項の規定により、会議が有効

に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

委員名簿、資料 1「第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直し（案）」について、資料 2「大阪府障がい者施策推進協議会各部会の令和 4 年、5 年度活動報告について」、参考資料 1「第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し新旧対照表」、参考資料 2「第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し（案）に対する府民意見と、大阪府の考え方について」、最後に 1 点、補助犬に関するチラシを配布させていただいております。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。皆様、資料はお揃いでしょうか。

なお、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議を原則として公開としております。

個人の委員名は記載いたしません。配布資料とともに委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府ホームページで公開する予定としておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次にこの会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員がおられます。障がいのある方への情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○小野会長

はい、皆さんこんにちは。年度末のお忙しいところだと思います。30 人中 22 人ご出席いただきました。よろしくようお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は 2 点ということでございます。

1 点目、「第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し（案）」についてということになります。

2 点目は、「大阪府障がい者施策推進協議会、各部会の令和 4 年、5 年度活動報告」という 2 点になっています。

できるだけ多くの方にご意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

はい。それではまず議題 1 になります。

「第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し（案）」についてということになりますが、先ほど田中室長からもご挨拶の中でいただいた通り、これまでもながらく検討してまいりました。

いろいろ皆さんの意見を反映した最終案ということで提示をするということでございます。

今回事務局の方から全体の修正箇所等を説明していただきますので、その上で皆様からのご意見をいただきたいと思います。

なお、その上でさらに修正意見等が出た場合には、皆様のご意見、意見交換をしていただいた上で最終的にどのような形で反映させるかについては、会長の方に御一任をいただきたいと思いますという形をお願い申し上げたいと思います。

はい、それでは、事務局から説明をまずよろしくお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。議題1につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

第5次大阪府障がい者計画は、計画期間が令和3年度から令和8年度の6年間となっており、今年度は計画期間の中間の年にあたることから、今年度、本日も含め3回にわたり、計画の中間見直しに向けご議論をいただいております。

本日は、最終案としてお示しをさせていただいております。

計画の中間見直しにおきまして、この間委員の皆様にはご議論、ご協力をいただきまして感謝を申し上げます。

前回、令和6年1月12日の本協議会におきまして、現在の障がい者施策の取組みに対するご意見、また次期の障がい者計画の策定に関するご意見など、委員のみならず様々なご意見を頂戴したところでございます。

本日は頂戴いたしましたご意見のうち、中間見直しにおいて修文を必要とするものや会議後に関係者と行いました調整等を踏まえまして、修正いたしました点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1「第5次大阪府障がい者計画の中間見直し(案)」をご覧ください。修正部分は下線及びマーカー、少し色がついている部分でございます。

また、参考資料1として、前回からの変更点を新旧対照表にまとめておりますので、こちらを併せてご覧いただければと思います。

それではまず、36ページをご覧ください。

共通場面「地域を育む」の具体的取組に『地域貢献委員会を核とした協働の基盤づくり』を追記いたしました。

具体的には、市町村社会福祉協議会における地域貢献委員会の設置促進を通じて、福祉施設等の連携により、福祉施設等の有効活用や災害時の支援を要する人への支援、地域の交流等「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、大阪府社会福祉協議会や市町村とともに支援すること。

また、地域貢献委員会を核とし、市町村や地域住民等と広範につながる協働の基盤づくりに大阪府社会福祉協議会とともに取り組むことを記載しております。

こちらは前回の会議の際に、委員から「公民協働型の包括的支援体制の整備についての提言が出されており、その内容や方向性といったものを記載すべきではないか」とのご意見を頂戴したことを受けまして、確認したところ、令和4年3月に「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働の提案」が出されており、その中で地域貢献委員会を協働のプラットフォームとする「大阪モデル」が提案されており、その取り組みについて追記したものでございます。

次に、41～45 ページでございます。

生活場面「地域やまちで暮らす」の本文部分に、「生活支援機能」、つまり入所者の生活の質を担保する機能の充実、や「精神障がい者の地域移行」についての記載を追記しております。

まず、P42 ページの一つ目の○をご覧ください。こちらに、生活支援機能の充実として、「入所施設は、地域生活に向けた環境調整を行う場であるとともに、現に、入所者の大切な生活の場でもあることから、その間のプライバシーへの配慮としての居室の個室化や日々の生活の安定のための支援の充実など、施設における入所者の生活の質を担保する機能の向上に取り組んでいく」ことを追記いたしました。

こちらも、前回会議の際に委員から、「自立支援協議会の提言において、現に施設に入所されている方の権利を守るために、「生活支援機能」を喫緊に具備すべきということが重視されており、これを後半期の計画にどのように記載するのか」とのご意見を頂戴したことを受けまして、追記したものでございます。

次に、精神障がい者の地域移行につきましては、P42 ページの三つ目及び四つ目の○をご覧ください。

精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、地域精神医療体制整備広域コーディネーターにより、「病院職員の地域移行に関する理解促進を支援するため、退院意欲の喚起など機運醸成を含めたきめ細かなかわりの促進について精神科病院へ働きかけていくこと。また、病院等のケースワーカー・看護師等との連携のもと、地域移行の可能性がある患者を把握し、対象となる患者や家族等への入院中から退院後の生活や支援をイメージできるよう、個別の伴走支援を実施すること」を追記いたしました。

こちらも、前回会議の際に委員から、「この3、4年間、コロナの影響で精神科病院がより閉鎖的になっている状況をどう解消していくのか。ご本人の意向をきちんと聞きながらサポートできるような文言がない」とのご意見を頂戴したことを受けまして、追記したものでございます。

次に、51 ページでございます。

生活場面「地域やまちで暮らす」の具体的取組（２）地域における障がい者等への支援体制についての「市町村の相談支援体制の充実」の項目でございます。

こちらに、令和８年度までに全ての市町村で基幹相談支援センターを設置することを目標として設定しております。

こちらにつきましても、前回会議の際に委員より、「地域における障がい者等への支援体制についての部分に、市町村の相談支援体制の成実は記載されているが、具体的な目標が記載されていない」とのご意見を頂戴したことを受けまして、追記したものでございます。

次に、69 ページをご覧ください。

生活場面「学ぶ」の具体的取組（２）教育を受ける⑤就労・自立に向けた教育の充実の「支援学校の就労支援の充実」、「就労に向けた支援学校と関係機関の連携」の目標値の変更でございます。

以前は「府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率 35%」等となっておりますが、今回「府立支援学校における就職希望者の就職率 100%」と修正を行っております。

こちらにつきましては、令和５年度から令和９年度までを期間とする第２次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画における目標値に変更があり、障がい者計画の目標値もこれに合わせ修正を行ったものでございます。

その他、修文や修正に伴う記載場所の変更等がございますが、新旧対照表でご確認いただければと思います。

以上が、前回会議でお示しいたしました案からの修正点となっております。

続きまして、パブリックコメントの報告をさせていただきます。参考資料をご覧ください。

前回の本協議会終了後、２月１日から３月１日までパブリックコメントを実施させていただきました。

その結果、１名の方から１件ご意見をいただきました。

寄せられた意見といたしましては、車両とホームの間をできるだけ無くし、駅員の手配をしなくても乗降が可能な駅の設計を目指していただきたい。また、鉄道駅のエレベーターの設置数が足りていない。鉄道駅のスムーズな移動のため、エレベーターの設置台数及び大きさの改善を求める。といったご意見をいただいております。

このご意見に対して、大阪府としましては、鉄道駅舎の移動等円滑化の促進については、大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、鉄道駅における車両の段差や隙間の縮小化やエレベーターの複数化・大型化について鉄道業者に働きかけているところ、また、車両とホームの段差等の解消工事や鉄道駅へのエレベーター設置に対する補助等を実施していること。

現在の障がい者計画においても、鉄道駅舎の移動等の円滑化の推進について記載しているところであり、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと考え方をお示しする予定です。

このパブリックコメントについては、計画本文の修文を要するご意見ではないと考えております。

今ご説明いたしました大阪府の考え方につきましては、本日、ホームページに公表させていただく予定です。

続きまして、183ページでございます。第6章大阪府における障がい者の状況等でございます。こちらは、本日初めてお示しをさせていただいておりますが、大阪府における障がい者の状況等のデータ集でございます。

183ページには、手帳の所持者数でありますとか、自立支援医療（精神通院）の利用者数などにつきまして、令和4年度末実績を掲載してございます。

184～186ページには、平成29年度から令和4年度までの手帳所持者数等の推移をデータでお示しをしております。

187ページでございますが、こちらは今後の将来推計を記載したものをお示しさせていただいております。各手帳所持者、精神通院の利用者の数をそれぞれ過去のトレンドで推計したものを点線でお示しをしております。平成22年度以降、人口減少というものが始まっておりますので、その部分を加味して推計したものを実線のほうで示しておりますグラフでございます。人口減少分を補正しても将来的には増加傾向にあるというような推計となっているところでございます。

188ページ以降は、第3章の生活場面に応じた施策の推進方向に関連しているデータの実績を掲載させていただいております。

第5次大阪府障がい者計画の中間見直しの最終案につきまして、説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野会長

はい、ご説明ありがとうございました。

それではですね最終案ということですので、少しまず今の修正をした箇所についてですね、何点か、前回のものを基に修正した部分。あとパブリックコメント1件1件どう考えるかいろいろあると思いますが、特にこれに関しての直接の修正はないというのと、そして先ほどちょっと新しく変わったところなんかあります。まずは前回の皆様からのご意見をいただいて修正した箇所あたりについて特にご発言いただいた方あたりから確認させていただいていかがでしょうか。

何かご意見ございますか。それではお願いします。

○委員

よろしくお願いします。

暮らしの場に関して発言させていただいたことについて積極的に文面に取り入れていただいております。

ごめんなさい。私の方は私が発言した内容とはちょっと外れるんですけども、教育のところの変更点についての質問です。

要するに就職を希望している生徒さんのうち一般就労に繋がった人が何人かっていることを、教育振興（基本指針）基本計画に沿って数値化をそういったものに変更するというお話だったんですけども、その分母となる就労希望と一般就職希望という数をどの段階で取るのかっていうことが一つ質問です。

といいますのも、進路指導というかその支援、教育的な支援っていうのは一般就労に繋げていく就職先を開拓をしてその人にふさわしい就職先を紹介したりして支援をしていくっていうことにとどまらず、どこに自分の将来、卒業して、どういうふうな暮らしを想定して何をしたいのかっていうことを、すなわちその分母の方をどうしていくのかっていうことを、本人さんのいろんな揺らぎとか思いに寄り添って支援していくっていうのは進路指導の中でもすごく大事なポイントになると思うんですね。

ですので、その分母の取り方によって、例えばその卒業の間に、その分母の数字を取ったとするならば、そこで一定の自分の進路開拓の、特に一般就労っていうところを希望するっていう数字に大きな変動がやっぱりあると思うんですね。

つまり就職に繋がった繋がる人が、そこにそう形にその分母がその分子の方に近づいていくというか、そういった意味で言うと100%っていう数字もどこを分母にするのかっていうことで、すごく言えると思うんです。

なので私はその分母が変わるっていうことは、大事なことだと思ってるんです。

だからそれが変わるっていうことは全然不適切ではないし、本人が何をどういうふうな、将来の役とかがっていうことに対する教育的な支援の一環としてとても大事なことだと思うんですね。

なので、そういう何て言うかな、支援の内容そのものが評価できるように数値だけではなくて、分母分子の100%っていう背景に、どういう支援がそこに実際に提供されてきて、その進路先がどういうように変化していったのか、その過程の中で、成しえた100%っていうことをどう評価するのかっていう、ちょっと複眼的な見方をしないと、それが100%だからOK、100%にならなかった

からアウトってというようなそういう単純なものではないような気がしているという意見ですので、これを何か書き換えるということではなくて、そういうことに配慮して、この目標といったことをしっかり踏まえていただければありがたいなというのは私の意見ということです。

以上です。

○小野会長

ありがとうございました。

まず本体部分というか、そもそも委員がおっしゃっていた 42 ページあたりのところについてはこういう修正で了解いただいているということでした。

その上でもう一点先ほどですね、今回新しく出てきました、いわゆる就職希望者の就職率 100%なんですけど、取り方、特にどの時点でとっているのかということについてのご意見としてまずいただいて、特にこれは今後ですよ。今後どういうふうな形でこれをしっかりと見ていくかということにもなるかと思えますけれども、後ほど何か応答があれば事務局の方からいただきたいと思えます。

まずはご意見ということで承りました。

その他に、特に修正部分についていかがでしょうか。

ちょっとこの前、修正意見出していただいた委員から、いかがでしょうか。

○委員

前回、特に地域共生社会の実現というのは、これからの福祉の基本になるという視点から、ご発言させてもらいました。

特にそのためには包括的支援体制構築のための重層的支援体制整備事業、これを市町村でどう取り組んでいただけるのか、そこにかかるのかなというような思いで発言させていただいたところです。

ただ基本的には、大阪府の方でいろいろな計画が出されておりますけれども、地域福祉推進計画、その中で基本的なところについては触れるべきだと思いますが、各分野ごとの計画でも、そういった方向性というか視点を盛り込んでいただければという趣旨で発言をさせていただきました。

そういった意味から言いますと今回入れていただいて、これについては福祉部内でも、調整した結果だと思います。

特に大阪モデルという形で推進していくということが、大阪府から提案いただけてます。

これまでも大阪府と、大阪府社協、一緒になって取り組んできたと思っておりますが、今回取り上げていただいたことについては感謝をしております。今後とも、

大阪府、大阪府社協、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っています。

○小野会長

ありがとうございました。

大阪府と大阪府社協がどういう方向を目指して、ということでご確認いただきました。

ありがとうございます。

あと対照表の中で 2 ページのところがあるんですけどこの辺り、覚えてらっしゃいますか。

言っていたいたところだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

はい。

精神科病院からの長期入院の患者さんの退院促進支援事業が、かなりコロナの中で難しさがあるということで、どうしていけば良いのかということが問題提起として発言させていただきました。

この件について 42 ページの方に書かれていますように、一つは広域コーディネーターの配置と、それによる精神科病院への働きかけ等も重要であると思っています。

と同時に退院支援委員会など、個別の患者さんにとっての個別事例の検討の場において、地域の福祉事業者が、同席ができるように任務の一環として、地域の事業者がそういう退院促進支援時、退院支援委員会に参加するということが業務内容として位置づけられて、相談や交通費がきちんと出ると経費的な面の補償を出されていかないと、絵に描いた餅になってしまうのではないのかなというふうに感じております。

大阪市内から大阪府下の南の方で 1 時間半ぐらいかけて出かけていきますので、往復 3 時間プラスご本人や周りの方々との話し合いということでいえば半日仕事になっています。

そこら辺に対するきちんとした経費的な位置づけというの、あった方が、個別事例での退院後の支援策の検討というのがより活性化されていくだろうというふうに感じています。

あと加えて、今日申し上げて良いのかどうかちょっとよくわからないんですが、この 4 月 1 日から法律で施行されますことに関して喋ってもいいですか？

○小野会長

ここに關係することであれば。

○委員

はい。

精神科病院に入院している方が、面会に来てくれる方がいなくてとても寂しいという声を、私達はよく聞きます。

そういう面会に来てくれる方がいない患者さんたちへの、サポートとしての入院者訪問支援事業というのが、国事業として法律に書き込まれました。

そして大阪府下では、それが4月1日から取り組まれるということになっております。

その事自身が前にきちんと行ったらいいなというふうに私達も思っているものです。

が問題なのは、これの予算に対してなのですが、東京都では2000万円の予算がつきました。

大阪では100万円ちょっとの予算というふうに示されております。

この精神科病院に入院中の方への面会事業が大事な事業なんだっていう、患者さんの声を聞いていく、業務の関わり手がいることが大事なんだということ、大阪府下ですと私達は90年以降、行動しながら示してきたつもりでいます。

にも関わらずと言いましょか、法律に書き込まれた時点に至ったにもかかわらず、予算がなければ、福祉職の専門家を年間1人雇うと思えば、やっぱり400万円は最低必要になります。

それが現在の予算では年間40万円というふうな数字が示されておまして、この年間40万という数字で来ていただける有資格者の方というのは押さえるのは非常に難しい状況になっています。

やはり、福祉職員をきちんと1人雇うと思えば、それなりのそれに見合った報酬が支払われるべきではないのかというふうに思いますので、それから加えて交通費等、もろもろの支払いを、きちんとした実費弁償していただけるように最低、私達が見積もるだけで大阪で担うとして1500万円ぐらいの予算が必要だなというふうに判断をしているわけですが、そういう国基準でも1500万円の予算というふうに出されておりましたところ、大阪府下では100万円ちょっとの予算というふうになっておりますところを、ぜひもう一度検討し直していただきまして、本当の精神科病院の中で、面会に来てくれる人がいないという寂しい思いを持ってる方々に対して、声を聞ける事業に取り組みますように、絵に描いた餅にしないように、きちんとした予算をつけていただきますよう、ここにどのように記入したらいいのかということですが、今申し上げたような内容に

関してのことも含めて、書き込んでいただければより実際のところに近づいていくのではないかと考えています。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

特に後の方の扱いについて、少しまた後ほど確認はさせていただきたいと思いますが、そういうご意見をいただいたということで確認いたしました。

ありがとうございます。

あと対照表でいくと51ページあたりにもご意見いただいております。

これ確か委員がおっしゃっていた数値化の話なんかも出てくるんですけども、そのあたりは数値化してきているので、今日ちょっといらっしゃってないんですけども、こういう対応になってるということは確認しておきたいと思いません。

はい。それでは、その他に修正部分も含めて結構ですから、より広く最終案ということですので、確認していただいて、気になるところがありましたらご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

それではお2人手があがりましたので、どうしましょう、じゃあはい。

○委員

第6章の障がい者状況等につきまして、少し質問があります。

障がい者手帳の所持に関しまして、183ページ身体障がい者手帳所持者については、下に重複障がいがある人については障がい種別にて計上とあります。

知り合いに多いのですが、身体障がいと知的障がいを併せ持っている。

あるいは療育手帳と精神障がい両方取ってるってことは、この表の中では表せないように思います。

そういうダブルのカウントしてるのかどうかという点、明記した方がいいかと思えます。

○小野会長

ありがとうございます。

これは今回出たところですね。

ちょっとまずその点について応答できれば事務局から答えていただければと思います。

特に両方障がいを持っているような場合の扱いどう考えていたか、あるいは、そこは扱えてないのかどうなのか、いかがでしょうか。

○事務局

地域生活支援課です。

ご質問箇所につきましては、手帳の所持者数というところで記載をさせていただいておりますので、その方が身体手帳をお持ちでしたら、ここに記載をカウントとして挙がっておりまして、療育手帳も併せて取得されてるということであれば、療育手帳としてもカウントされてるとこういう形になります。

○委員

ありがとうございます。

それでもう一つだけ、ちょっと腑に落ちないといいますか、187ページの障害者手帳所持者数の将来推計についてなんです。

というのは発達障がいの子っていうのは、幼少からわかってても、その療育手帳の範囲であるのかどうかとか、知的なものがなくて、基本的には精神障がい手帳とるかということ、発達の子が今6%から8%に、クラス学級でいるんじゃないかというふうにならなってるから、ちょっとそれに比べて発達の子たちは手帳取る取らないという選択、療育手帳を取るのかどうか。

あるいはその精神障がい手帳にするのか。というような選択がある中で、精神障がい者の手帳がかなり下がってるなっていうところ、むしろ就職しにくかったら取るとか、そういう選択もなきにしもあらずなので、ちょっと下がりすぎてんじゃないかなっていうふうに個人的には思いました。それだけです。

○小野会長

ありがとうございます。

この辺りは今回示されたものなのでどうでしょうか、その辺り応答できる状態になっていますか。

なければまずご意見としてそのあたりをいただいたということで確認させていただきます。

いかがでしょうか。

まずは意見としてよろしいでしょうか。

特に精神のあたりの数値の辺りですね、どういうふうになっていくかというあたりが少し確認したいというご意見をいただきました。

ありがとうございます。

はい。それでは委員よろしくお願いたします。

○委員

ちょうど先ほどの委員さんとちょっと重なっている部分もあるんですけど、183 ページからの大阪府における障がい者の状況等というところで、私も意見があります。

三障がいプラスその発達障がいとか高次脳機能障がいとか、難病とかが福祉サービスの対象になっていく中で、やっぱり最初に出てくるのが手帳の所持者数であって、例えば難病の受給者数とか、やっぱり目に見える形で府民にちょっと統計としても示して欲しいなと思います。そうでないといつまでたっても難病って見えないままになってしまっている。例えば高次脳機能障がいについては 197 ページのところの生活場面のところで高次脳機能障がい者の拠点支援機関というところの相談実績が載っている。ちゃんと難病の方にもこれに似たようなのがあるんです。

難病相談支援センターと難病医療情報センターとあるので、そちらは相談件数のデータが少しあるのではと思います。本当にちょっとここで見ると、難病ってやっぱり障害者手帳を持っている人も持っていない人もいるっていう中ですごく数が捉えにくいんですけど、こういう高次脳機能障がい者の方の数とか困ってる人がいるぞっていう事実が相談支援の実績として出てきているので、難病にもちょっと相談支援機関っていう専門のものがあるので、そこに一緒に載せてもらえたら。

ちょうど同じ生活場面のところにちゃんと指定難病の受給者数の数が上がってるんですよ。だからできないことはないと思う。

今回の中間見直しは無理でも、次回に向けて、やっぱり私も一府民としてこれを見るときに、文章よりも先に絵とかグラフとかを見てこんな人がいるんだなと実感できると思うので、そこに難病が全然出てこないというのはちょっとまずいと思います。そもそも見えにくいので見えるようにしていきたいなってずっと思っていて、そのあたりで今後検討していただけたらなと思って。

事前打ち合わせの場面では、アイデアがなかったんですけど、今見たらこんないいのがあると思ひましてちょっと発言させていただきました。

○小野会長

ありがとうございます。

基本は大前提はちゃんと見えるようにしてほしいという前提で具体的に今回同様の表などが使えるんじゃないのっていうところだったので、特にその相談件数なんかのところあたりですね、そのあたりはちょっと今回のどうなるかは具体的なテクニク的なところも含めてなので、次回以降は特にそこは意識してほしい。

そういうご意見として承りますよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

あといかがでしょうか、全体ご覧になっていただいて、一応これで中間見直しということですので、これが何と申しますか、これを元にまた進んで次の段階に入っていくという形になりますので、皆さんからいろいろこれまでご意見いただいたところ、ある程度を反映させた最終段階というふうな形になっていますが、まずはこれでよろしいですか。

はい。

よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○委員

内容については議論ありませんが、今、ご説明いただいたパブリックコメントについてですけれども、これは大阪府の考え方ということでどこかで公表されるものなんでしょうか。

公表されるものだとすると、あまりにもこの返し方は大阪府として、少し適切ではないように思います。

こうしたことが、おそらく意見を述べられている方は、こうしたことがあることは知っているけれど、現状ではなお、パブリックコメントでおっしゃるような問題があり、それについて、今回の計画でどう考えていくのか、回答いただきたいという趣旨だと思うんですね。

今、方針としてこういう方針で取り組んでいるところです。ということよりも、もう少し具体的に踏み込んで回答をする必要があるのではないかと、改めて検討いただければと思います。

事務局から答えていただく必要はなくて、意見として。

○小野会長

わかりました。

パブリックコメントの意見をいただけてますので、今のこの書き方だと、やっぱり少しあまりにもそっけないんじゃないかという、平たく言ったら、その意見を伺った上で、大阪府としてはどのように計画を考えていくのかという辺りまで踏み込んでいただきたいという、そういうご意見で承りました。

よろしいでしょうか。

はい。ではその辺り含めてまず確認させていただきました。

それでは、この中間見直しということになりますけれども、最終段階ということになりますので一応ご確認いただいたということでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それではですね、若干ご意見いただいていますので、こちらの方でも検討いたしますが、基本的には事務局と私の方で少し検討させていただいて、必要なものについては対応させていただきますが、最終的にはこちらの会長預かりということによろしいでしょうか。

はい。それではこういう形で進めさせていただきます。

それではまず最初の議案 1 については以上ということになります。

続いて二つ目に参ります。

二つ目につきましては、先ほどご紹介いたしましたけれども、大阪府障がい者施策推進協議会、各部会の令和 4 年度、5 年度の活動報告についてということになりますので、これもまず事務局からご説明いただくということによろしくお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。

現在、推進協には五つの部会が設置をされております。

令和 4 年度、令和 5 年度の活動内容につきまして、各部会の部会長からご報告の方いただきたいと思います。

本日部会長がご欠席の場合には、事務局よりご報告の方をさせていただきますと思います。

それでは資料 2 の方を皆様ご覧ください。

こちらの資料 2 に沿ってご報告いただきたいと思います。

では最初に、社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会の方からお願いできますでしょうか。

○委員

では失礼いたします。

社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会の部会長をしております。

よろしくお願いいたします。

ではこちらの部会につきまして、ご報告の方させていただきます。

こちらの審査部会ですが、社会福祉施設等整備費補助金の国庫補助対象に係る選定審査を行っています。

令和 4 年度の開催実績につきましては、9 月 27 日に審査の方向行いました。

選定審査に関しましては補助申し込みがあった案件につきましては、障がい福祉計画に照らし合わせました必要性や緊急性、法人の適格性などの観点から審査して、順位付けの方を行いました。

その審査結果順位に基づきまして、国に対しての国庫補助協議を行いまして、令和 4 年度補正予算で 2 件、令和 5 年度当初予算で 4 件の方を採択しております。

また、令和 5 年度の開催実績につきましては、こちらは令和 5 年 9 月 26 日と 10 月 3 日の 2 回に分けて審査部会を開催しまして、順位付けの方を行いました。

今後審査結果に基づきまして、国に対しまして国庫補助協議を行う予定となっております。

以上報告となります。

ありがとうございました。

○事務局

続きまして、意思疎通支援部会の方からご報告をお願いできますでしょうか。

○事務局

自立支援課でございます。

部会長が本日ご欠席のため、事務局の方からご報告をさせていただきます。

まず意思疎通支援部会になります。

こちらの検討テーマは、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等のあり方に関する審議を行っております。

令和 4 年度の開催実績ですが、盲ろう者通訳介助等ワーキンググループを令和 5 年 2 月の 10 日に開催いたしました。

審議内容に関しましては、より適切で安心安全な通訳介助等の派遣を実施するために、現任研修の受講免除者を制限するよう免除規定の改正を提案し、委員の皆様方の賛成により決定させていただいております。

また、通訳介助中のヒヤリハット事案報告や盲ろう者通訳介助者派遣の周知等について助言を受けました。

同年 3 月 30 日に盲ろう者通訳介助等ワーキンググループでの検討内容等を意思疎通支援部会各委員の皆様方にご報告し、各委員の皆様方からご意見ご質問等特にございませんといいた状況になっております。

続きまして、令和 5 年度の開催実績になります。

同じく盲ろう者ワーキングを令和 6 年 2 月 16 日に開催いたしました。

令和 5 年度の審議内容・結果に関しましては、同行援護カリキュラムの改定等に伴いまして、令和 5 年度末をもって盲ろう者通訳介助者養成研修修了者に同行援護従事者養成研修一般課程の修了証を交付するという取り扱いを廃止することについて報告をいたしました。あわせまして、令和 6 年度に実施予定の

通訳介助者派遣事業について、登録している高齢者の高齢化等による身体状況の把握等を目的とした実態調査についてご審議ご助言いただきまして、委員の皆様方の賛成により調査の実施、調査項目を決定いたしております。

以上となります。

続きまして、同じく手話言語条例評価部会こちらにつきましても部会長が本日ご欠席となりますので事務局より報告させていただきます。

こちらの部会の検討テーマにつきましては、手話言語条例に基づく施策に係る評価、助言となっております。

令和4年5年の開催実績について、令和4年度は令和5年2月28日に開催しております。審議内容・結果につきましては、当該年度の取り組み状況や教育庁との連携など議題に沿って報告説明をいたしました。

また当推進協議会でもご報告いたしましたが、難聴児の早期支援に関する国の基本方針を受けまして、難聴児の早期支援に関する事務について、当部会の調査審議事項に追加することとしご承認をいただいております。

また、難聴児支援の側面におきまして、医療、教育、福祉の連携の強化について、委員から評価、助言等をいただいております。

令和5年度ですが令和5年7月6日と11月2日に開催いたしました。

本日のこちらの推進協議会でご承認をいただいております第5次大阪府障がい者計画に、難聴児の早期発見早期支援に関する取り組みを位置づけることとしておりますので、その内容に関してご審議いただくため、2回開催させていただきました。

また、手話言語条例に基づく施策に係る評価助言等に加えまして、難聴児の早期支援に関する取り組みを含めた実施状況等について、評価助言をいただいております。

審議結果ですが、府の難聴児の早期支援早期発見早期支援に関する計画に関する取りまとめを行い、合意をいたしました。

また施策の実施状況に関しましては、難聴児支援の側面におきまして、医療・教育・福祉の連携の強化等について委員から評価助言等を受けております。当該年度の当該取り組み状況や健康医療部や教育庁との連携内容など、議題に沿って報告説明をいたしております。

以上となります。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、身体障がい者補助犬部会の方からご報告をお願いいたします。

○委員

よろしく願いいたします。

身体障がい者補助犬部会の取り組み状況についてご報告申し上げます。

身体障がい者補助犬部会では、身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選考等について審議をしております。

令和4年度が令和4年9月7日に会議を開催いたしまして、大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供者を決定いたしました。

そして令和5年度は、令和5年の8月31日に審議会を開催いたしまして、補助犬使用機会提供者を決定しているところです。

また委員の方からですね、使用者募集についての広報のあり方や、それから選定から外れた方への情報提供の仕方などについて助言を行っております。

引き続き、身体障がい者の方の自立と社会参加の促進に向け、補助犬の使用機会の提供等について審議してまいります。

以上です。

○事務局

続きまして文化芸術部会の方からご報告お願いいたします。

○事務局

はい。引き続きまして自立支援課でございます。

文化芸術部会長であります委員がご欠席のため、事務局よりご説明させていただきます。

当部会が担任する事務は、文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境作り等となっております。

令和4年度の開催実績はございません。

令和5年度の部会での検討テーマですが、本推進協議会でもご審議いただきました障害者文化芸術活動推進法に基づく都道府県計画について、また障がい者文化芸術活動についての評価・助言ということになっています。

令和5年度の開催実績につきましては令和5年6月27日と10月5日の2回の開催となっております。

議題につきましては、同じく計画の策定関係と文化芸術活動の取り組み実施状況、審議会の結果につきましては、府の文化芸術活動について、法に基づく都道府県計画として位置付けること、及び計画の内容についての合意を図った。また、当該年度の取り組み状況や新規事業の進捗状況等について、ご報告・説明をさせていただきます。

以上となります。

○事務局

ありがとうございました。
各部会からの報告は以上となっております。
会長よろしく申し上げます。

○小野会長

身体障がい者補助犬部会ですか、付け加えがあるとということです。

○委員

すみません。
取り組み状況の報告とは違うのですが、皆様のお手元にこのような資料を配付させていただいております。
これは5年度ですね、厚生労働省と大阪府が主催しまして、補助犬の啓発活動として、「補助犬ってなあに」というような、このようなイベントをさせていただくことになりました。
令和7年ですね、2025年の万博に向けてもですね、府民の皆様、または海外から来られる皆様も同時にですね、補助犬についての内容をご理解いただくための取り組みとして行っております。
どうぞ皆様、もしよろしければご参加いただけましたら幸いです。
よろしく願いいたします。

○小野会長

はい、ありがとうございました3月27日ですね。
それぞれの部会からの報告をいただきました。
ただいまの内容についてご質問、ご意見いかがでしょうか。
それぞれの部会で取り組んでいただいているという状況が共有できたと思いません。
お願いいたします。

○委員

身体障がい者補助犬部会の内容についての質問です。
恥ずかしい質問になるかもしれませんが、この身体障がい者補助犬使用提供者ですが、補助犬を育てて、補助犬を提供する事業者というかそういう意味ということなんでしょか。

○委員

はい。ご説明させていただきます。

事務局の方、私からの説明でよろしいでしょうか。

はい。では部会長から説明させていただきます。

補助犬使用機会提供者というのは、補助犬を実際に使用したいというふうに希望されている方のことを指しております。

訓練をし、補助犬自体を提供する場合は、訓練事業者というような言われ方をしておりますので、ここに書かれていますのは、補助犬とともに生活をして自立と社会参加をしたいと希望されている障がいをお持ちの方ということになります。

○委員

ありがとうございます。

○小野会長

ありがとうございます。

なかなか素朴なことをお聞きいただいてありがとうございました。

はい。

いろいろ部会がありますのでそれぞれ特色はあると思いますが、こういう形で進んでるってことは共有しておければと思います。

よろしいでしょうか。

はい。

それではありがとうございました。

一応これで議題ということですので確認させていただきました。

それでは次第としては以上ということになります。

本日の推進協での議論という意味合いでは、これまでということになります。

では事務局にマイクをお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局

小野会長ありがとうございました。

それでは会議の閉会にあたりまして、障がい福祉企画課長より一言ごあいさつ申し上げます。

○障がい福祉企画課長

本日はお忙しいところ、委員の皆さまにおかれましては、本協議会にご出席いただきありがとうございました。

また、小野会長には円滑な議事進行にご尽力いただき、ありがとうございました。

本日、頂戴いたしましたご意見を踏まえ、小野会長とご相談させていただいた上で、第5次大阪府障がい者計画の成案を得て、今後も地域移行の推進や相談支援体制の充実等をはじめとする障がい者の自立と社会参加に向けた取組みを推進してまいりたいと考えております。

委員のみなさまにおかれましては、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

○事務局

以上をもちまして、第57回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。